

被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書

令和 年 月 日

(あて先) 加賀市長

(申告者)

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

電 話 - -

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和6年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は損壊した家屋を改築したので、地方税法352条の3及び第702条の4の2に基づく減額の適用を受けるため、関係資料を添えて申告します

1 代替家屋について

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	□申告者と同じ			
	氏名 (名称)	□申告者と同じ			
	被災家屋所有者 との関係	□本人 □相続人 □親族(三親等以内) □その他()			
代替家屋	所在地	加賀市			
	家屋番号		種類(用途)		
	床面積		m ²	構造	
	取得年月日	令和 年 月 日	共有持分		
	取得の状況	□新築家屋の取得 □既存家屋の取得 □被災家屋の改築 □その他()			

2 被災家屋について

所有者 (納税義務者)	住所 (所在地)	□代替家屋の所有者と同じ			
	氏名 (名称)	□代替家屋の所有者と同じ			
被災家屋	所在地				
	家屋番号		種類(用途)		
	床面積		m ²	構造	
	処分年月日	令和 年 月 日	共有持分		
	現在の状況	□解体 □売却 □その他()			

※「代替家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋をいいます
※「被災家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋をいいます

1 対象者

- (1) 令和6年能登半島地震による被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) (1)の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

※被災家屋の所有者とは、令和6年1月1日現在の所有者をいいます

2 被災家屋の要件

- (1) 令和6年能登半島地震により、滅失又は損壊した家屋
※原則として、罹災証明書の判定が【半壊】以上であること
※【半壊】未満の家屋についても、被災による損壊の修理費用が高額である事等の理由により解体等に至ったことが明白であり、かつその内容を、修理費用の見積書や損害保険会社の調査資料等により確認出来る場合には対象となる場合がありますので、ご相談ください
- (2) 取壊し又は売却等の処分がなされていること

3 代替家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること（中古取得を含む）
- (2) 被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること

4 取得期限

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得又は改築したもの

5 内容

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税及び都市計画税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します

共有名義の場合は、持ち分割合に応じて面積按分により算定します

6 提出書類

- (1) 被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書
- (2) 罹災証明書
※被災家屋が加賀市内の場合は提出不要、交付済みであることは必須
- (3) 被災家屋の解体、除却、売却等、処分を確認できる書類
（解体前後の）写真及び位置図、解体契約書(写)、売買契約書(写)、解体完了通知書(写)等
- (4) その他
代替家屋の取得者が被災家屋の所有者と異なる場合に、関係を証する書類
・相続人の場合：戸籍謄本(写)等
・被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の場合：戸籍謄本(写)、住民票(写)等
・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合：法人登記簿謄本(写)等

7 提出期限

代替家屋を取得又は改築した翌年の1月31日

8 提出先

〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ4 1 番地 加賀市役所 税料金課 固定資産税グループ